

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2013.11. Vol.45

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『相続放棄手続きを伴う遺産整理業務案件』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『相続放棄手続きの流れ』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中↓
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

先日、パートナー司法書士の先生に誘われて、数年ぶりにフットサルに行ってきました。

最近ダイエットの成果も出て、ルームランナーでも鍛えていただけに、ある程度やれるだろうと高をくくっていましたが、あまいあまい。

当日は開始後、すぐに息が切れ、途中からは相手にドリブルでいように抜かれまくり、転倒の連続。翌日は階段の上り下りができないほどの筋肉痛に襲われました。

今後トレーニング方法を考えて、なんとかリベンジしたいと思います。

★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

<サポート事例>

『相続放棄手続きを伴う遺産整理業務案件』

今回は、相続放棄手続きを伴う遺産整理業務案件をご紹介します。

長年精肉店を営まれていたT様ご夫婦は、十数年前に店を閉められてからは、賃貸収入と年金で暮らしていらっしゃいました。昨年、ご主人の相続が発生。相続人は、奥様とお子様3名でしたが、一人のお子様（I様）と長年疎遠になってしまっているとのことでした。

当事務所では、遺産内容の調査を行い、財産目録と遺産分割協議書（案）を作成、その後奥様に、疎遠になっているお子様宛にお手紙を書いたいただきました。

しばらくして、同封していた私の名刺をご覧になったI様から、相続を放棄したい旨のご連絡をいただき、家庭裁判所の相続放棄手続きをサポートさせていただきました。

その後、残る相続人で遺産分割協議を行い、パートナー税理士、司法書士と連携して、相続税申告と登記を終わらせ、預金の解約手続きまでをサポートさせていただきました。

<信用金庫職員様の声>

■「丁寧に、根気よく対応していただいたので、安心できました」（大田区 信用金庫 H様）

つづき↓

＜サポート事例＞

—お客様からご相談を受けた経緯についてお聞かせください。

自分が集金に行っている先で、ご主人の相続が発生しました。ご自宅のほかに賃貸物件をお持ちで、預金も当行以外の金融機関にもあるようでしたし、奥様も精神的に参加している様子でしたので、一人で何かかもやるのは大変だと思い、専門家をご紹介しましょうか、とお声を掛けさせていただきました。

—なぜ当事務所を活用しようと思ったのですか？

支店長から銚立さんのことを紹介してもらいました。

—実際に当事務所の機能をご活用されてみていかがでしたか？

今回は相続人の一人に相続放棄の手続きが入ってしまい、確かに時間はかかりましたが、時間的なことは内容にもよることなので、自分としては、いちがいに早い遅いではないと思っています。何よりも、お客様が喜んでくれたこと、奥様がここにこしながら、やってもらってよかったと感謝してもらえたことが、自分としてはうれしいです。

手取り足取り、絡み合ったものを一つ一つほどきながら、丁寧に、根気よく対応していただいたので、安心できました。銚立さんでよかったと思います。今後も困ったお客様がいらっしゃったら、ぜひお願いしたいと思います。

＜相談業務引き出しメモ＞

『相続放棄手続きの流れ』

家庭裁判所の相続放棄手続きの流れは、以下のようになります。

1. 公的書類等の必要書類を収集します。
2. 相続放棄申述書を作成します。
※被相続人の死後3ヵ月以上が経過している場合は、疎明資料を揃えます。
3. 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所にて相続放棄の申述を行います。
※郵送での申述も可能です。
4. 家庭裁判所より照会文書が到着しますので、必要事項を記入し、文書を返送します。

5. 家庭裁判所より「相続放棄申述受理通知書」(※)が到着します。

6. 家庭裁判所に「相続放棄申述受理証明書」(※)を請求します。

7. 家庭裁判所より「相続放棄申述受理証明書」(※)が到着します。

5.の「相続放棄申述受理通知書」だけでは、他のご相続人が相続手続きを進めることができませんので、必ず「相続放棄申述受理証明書」まで取得してもらうようにします。

相続放棄の申述から受理証明書取得までの期間は、順調に行けば約1ヶ月ほどとなります。

＜編集後記＞

今年は残暑が厳しかったせいか、秋の実感があまりなく、気づけばもうすぐ冬。衣替えの季節ということで、先日、スーツを新調してきました。いつもお世話になっているスーツ屋さんで購入したところ、ダイエット効果で、サイズはワンサイズダウン。これから忘年会など飲食が増える季節に入りますが、買い直すことにならないように、リバウンドに気をつけて乗り切りたいと思います。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

Change&Revival 株式会社

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』

無料進呈中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせ頂きますと幸いです。